

令和5年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率 (推計値)

令和5年度の食品産業全体の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率の推計値は以下のとおりとなった。

1 食品廃棄物等の発生量

食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、14,263千トンとなり、前年度に比べ6.4%の減少となった。これを業種別にみると、食品製造業は12,098千トン（前年度比8.0%減）、食品卸売業は156千トン（同8.8%減）、食品小売業は914千トン（同2.1%減）、外食産業は1,095千トン（同10.5%増）となった。

(単位：千トン)

業種	令和5年度	(参考)令和4年度	対前年度増減率
食品産業計	14,263	15,246	-6.4%
食品製造業	12,098	13,149	-8.0%
食品卸売業	156	171	-8.8%
食品小売業	914	934	-2.1%
外食産業	1,095	991	10.5%

※対前年度増減率は、それぞれトン単位の数値を基に算出している。

2 食品循環資源の再生利用等実施率

食品産業全体の食品循環資源の再生利用等実施率は90%で、これを業種別にみると、食品製造業は97%、食品卸売業は61%、食品小売業は63%、外食産業は34%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、令和11年度までに食品製造業で95%、食品卸売業で75%、食品小売業で60%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	令和5年度	(参考)令和4年度	目標値
食品産業計	90%	89%	-
食品製造業	97%	97%	95%
食品卸売業	61%	62%	75%
食品小売業	63%	61%	65%
外食産業	34%	32%	50%

(推計方法)

食品廃棄物等の年間発生量が100トン以上の事業者からの発生量（定期報告値）と年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量の推計値を合算することで、食品産業全体からの年間発生量を推計した。

このうち、年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量は、食品循環資源の再生利用等実態調査(令和4年度)を基に推計した。

食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（令和5年度推計）

1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

令和5年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量（推計値）は、14,263千tとなり、前年度より983千t減少した（対前年度比94%）。

これを業種別にみると、食品製造業が12,098千tと最も多く、次いで外食産業が1,095千t、食品小売業が914千t、食品卸売業が156千tの順となっており、前年度と比較して食品製造業は約8%、食品卸売業は約9%、食品小売業は約2%減少、外食産業は約11%増加した。

食品産業全体での食品廃棄物等の再生利用等の内訳は、再生利用の実施量が10,356千t（73%）と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が1,766千t（12%）、減量した量が1,504千t（11%）、熱回収の実施量が420千t（3%）、再生利用以外が216千t（2%）の順となっている。

再生利用等実施率については、令和7年3月に公表した基本方針において、令和11年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は65%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定している。

令和5年度は、食品製造業は前年度と変わらず、食品卸売業は前年度比-1%、食品小売業は前年度比+2%、外食産業は前年度比+2%となっている。引き続き、業種全体での目標達成に向けた取組を進める必要。

○ 令和5年度推計値

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量の合計に占める割合である。

区分	食品廃棄物等の年間発生量							発生抑制の実施量 千t	再生利用等実施率 %	基本方針における目標値 %
	合計 千t	再生利用の実施量 千t (%)	熱回収の実施量 千t (%)	減量した量 千t (%)	再生利用以外 千t (%)	廃棄物としての処分量 千t (%)				
食品産業計	14,263	10,356 (73%)	420 (3%)	1,504 (11%)	216 (2%)	1,766 (12%)	5,181	90	0	
食品製造業	12,098	9,735 (80%)	418 (3%)	1,488 (12%)	186 (2%)	271 (2%)	4,331	97	95	
食品卸売業	156	72 (46%)	3 (2%)	3 (2%)	9 (6%)	70 (45%)	44	61	75	
食品小売業	914	374 (41%)	0 (0%)	7 (1%)	16 (2%)	517 (57%)	518	63	65	
外食産業	1,095	175 (16%)	0 (0%)	5 (1%)	6 (1%)	908 (83%)	288	34	50	

- 注：1 令和5年度推計値は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査（令和4年度）」（農林水産省）を用いて推計したものである。
 2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 3 表中に用いた記号は次のとおりである。
 「0」：単位に満たないもの（例：400t→0千t）

（参考）対前年度比

区分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制の実施量 千t	再生利用等実施率の増減
	合計 %	再生利用の実施量 %	熱回収の実施量 %	減量した量 %	再生利用以外 %	廃棄物としての処分量 %		
食品産業計	93.6%	92.4%	89.6%	92.7%	96.2%	102.5%	173.2%	+2%
食品製造業	92.0%	91.8%	89.8%	93.2%	98.9%	91.9%	192.1%	0%
食品卸売業	91.3%	92.6%	83.4%	35.2%	73.2%	102.2%	116.3%	-1%
食品小売業	97.9%	97.8%	—	83.0%	95.1%	98.3%	116.2%	+2%
外食産業	110.5%	122.5%	—	68.5%	79.3%	109.1%	114.2%	+2%

2 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が7,861千t(76%)と最も多く、次いで肥料が1,530千t(15%)、メタンが471千t(5%)、油脂及び油脂製品が395千t(4%)、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地が41千t、炭化して製造される燃料及び還元剤が35千t、エタノールが23千tの順となっている。

○ 令和5年度推計値

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の合計に占める割合である。

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							
	合 計	肥 料	飼 料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t
食品産業計	10,356	1,530	7,861	41	471	395	35	23
食品製造業	9,735	1,354	7,652	41	406	251	29	2
食品卸売業	72	28	21	1	10	12	0	0
食品小売業	374	107	134	0	48	79	6	0
外食産業	175	41	54	0	7	52	0	20

- 注：1 令和5年度推計値は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査(令和4年度)」(農林水産省)を用いて推計したものである。
 2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 3 表中に用いた記号は次のとおりである。
 「0」：単位に満たないもの(例：400t→0千t)
 「-」：事実のないもの

(参考) 対前年度比

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別							
	合 計	肥 料	飼 料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
食品産業計	92.4%	93.7%	91.0%	94.2%	105.8%	98.2%	95.5%	211.1%
食品製造業	91.8%	92.7%	90.9%	94.4%	104.8%	96.0%	95.1%	59.0%
食品卸売業	92.6%	91.6%	79.6%	83.9%	158.4%	92.4%	-	-
食品小売業	97.8%	96.9%	96.2%	-	107.4%	97.3%	99.3%	-
外食産業	122.5%	132.0%	103.6%	-	123.2%	113.9%	-	289.1%